地方公共団体の基幹業務システムの 標準化のために検討すべき点について

令和3年12月

デジタル庁

1. 標準仕様について

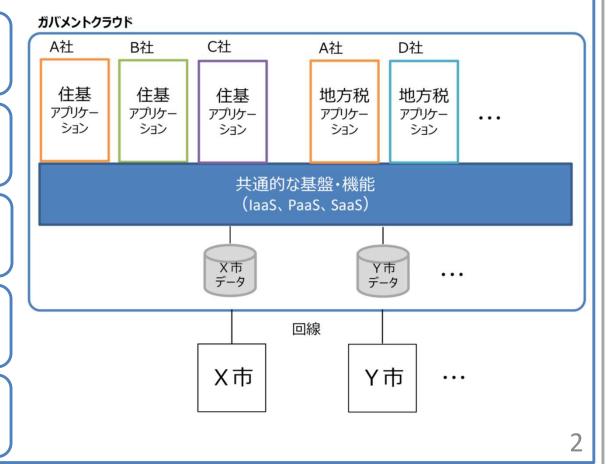
地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化について

【デジタル社会の実現に向けた重点計画(令和3年12月24日閣議決定)(抄)】

- 地方公共団体の職員が真に住民サービスを必要とする住民に手を差し伸べることができるようにする等の住民サービスの向上を目指すとともに、業務全体に係るコストを抑え、他ベンダーへの移行をいつでも可能とすることにより競争環境を適切に確保する等の行政の効率化を目指し、業務改革(BPR)の徹底を前提にして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(略)に規定する標準化基準(略)への適合とガバメントクラウドの活用を図る、地方公共団体の基幹業務(※)等システムの統一・標準化を、地方公共団体と対話を行いながら進める。
- 基幹業務システムを利用する原則全ての地方公共団体が、目標時期である令和7年度(2025年度)までに、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへ移行できるよう、その環境を整備することとし、その取組に当たっては、地方公共団体の意見を丁寧に聴いて進める。
 - ※基幹業務:住民基本台帳、戸籍、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学、 児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理(20業務)

具体的には・・・

- ① 複数のアプリケーション開発事業者が標準化基準に適合して開発した 基幹業務等のアプリケーションをガバメントクラウド上に構築し、地方公 共団体がそれらの中から最適なアプリケーションを選択することが可能と なるような環境の整備を図る。
- ② その結果、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションをオンラインで利用することにより、従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理することが不要となる環境の実現を目指す。
- ③ ガバメントクラウドが提供する共通的な基盤や機能を活用しながら、アプリケーションレベルにおいては複数の民間事業者による競争環境を確保して、ベンダーロックインによる弊害を回避する。
- ④ スタートアップや地方のベンダーも含め、各ベンダーにおいては、自らクラウド基盤を整備することなく自社が開発したアプリケーションが全国展開する可能性が広がることとなる。
- ⑤ 標準準拠システム は、データ要件・連携要件に関する標準化基準に 適合することにより、当該データの公共サービスメッシュへの連携を迅速 かつ円滑に行える拡張性を有することとなる。



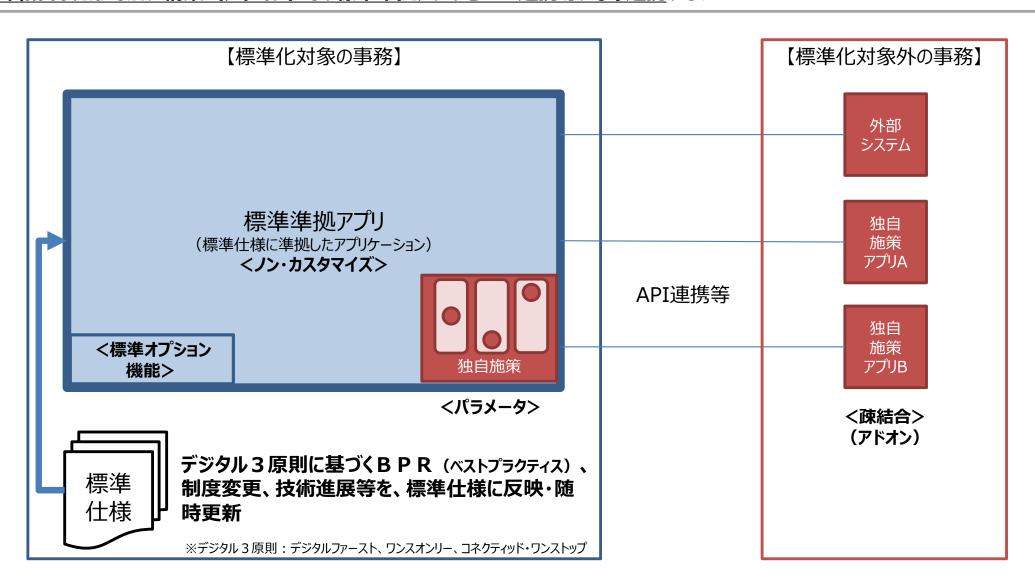
地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の対象業務の範囲

- 「地方公共団体の基幹業務システム」とは、国民生活に直接関係する事務に係る情報システムであって、相互に連携が必要な システムを指す。
- 具体的には、「地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウト」で示されている20の「業務ユニット」に係るシステムを指す。

地方自治体の事務 I. 地域情報プラットフォーム/中間標準レイアウトで示されている事務 Ⅱ. Ⅰ以外の事務 I 以外の事務は、システム間の連携 1. 住民基本台帳 10. 国民健康保険 16. 生活保護 が大きくない。 11. 国民年金 4. 選挙人名簿管理 19. 健康管理 インフラの点検・維持管理 12. 障害者福祉 5. 固定資産税 20. 就学 6. 個人住民税 13. 後期高齢者医療 23. 児童扶養手当 筀 7. 法人住民税 子ども子育て支援 14. 介護保険 8. 軽自動車税 15. 児童手当 合計:17業務 標準什様書作成済み 法律に基づかない事務 自治体の内部管理事務 21. 戸籍 2. 印鑑登録 9. 収滞納管理 17. 乳幼児医療 50. 財務会計 ※戸籍の附票は、「21.戸 18. ひとり親医療 51. 庶務事務 籍」の業務ユニットに含まれ ているが、標準仕様書は作 30. 住登外管理 52. 人事給与 成済みではない。 53. 文書管理 番号は地域情報プラットフォームの業務ユニット番号に準拠

地方公共団体の基幹業務アプリケーションの目指す姿

- 「標準化対象の事務」について標準仕様を作成し、**標準準拠アプリはカスタマイズをしないこと(ノン・カスタマイズ)を徹底**すると同時に、標準仕様は、**デジタル3原則に基づくBPRのベストプラクティスを反映・随時更新**することで品質の向上を図る。標準化対象事務についての地方公共団体の規模の違い等による事務処理の違いは、標準オプション機能で対応する。
- 「標準化対象外の事務」については、標準準拠アプリをカスタマイズしないよう、標準準拠アプリとは別に、標準準拠アプリとは 疎結合した形で別に構築(アドオン)し、標準準拠アプリとAPI連携等により連携する。



地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様(1)

I 対象として想定する自治体

- (1) 市町村が法令上事務の主体となっている基幹業務
 - まずは、中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。
 - 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)
- (2) 都道府県が法令上事務の主体となっている基幹業務
 - まずは、実態上、都道府県と市町村とを比べ、実施主体が多い方を想定して、標準仕様を作成することを基本とする。
 - 当該標準仕様を踏まえ、実施主体が少ない方を想定して、バージョンアップする。

Ⅱ 標準化対象の事務の範囲

- ○「標準化対象の事務」は、地域情報プラットフォームや中間標準レイアウトにより示された「業務ユニット」において 規定している事務(※1)を基本に、地方公共団体が行っている独自施策のうち次の①又は②の対応を行うことに より実現可能なもの(※2)を、加える(※3)。
 - ①標準準拠アプリにパラメータを設定する
 - ②独自施策をパターン化し、標準準拠アプリのオプションとして設定する
 - ※1:「業務ユニット」においては、外部システム(例:住基ネットやマイナポータル等)が提供する事務は対象外と考えられるが、確認は必要。
 - ※2:独自施策であるから安易に標準化対象外の事務とせず、実態をよく調査分析して、共通点やパターン化を行い、標準化対象の事務として 標準準拠アプリで対応できないか丁寧に検討する必要がある。
 - 独自施策のうち、関係ベンダがパッケージとして提供しているものは、標準化対象の事務となり得るので、参考となる。
 - ※3:上述の①又は②の対応を行うことにより、実現可能な独自施策ではあるが、当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用 対効果が極めて小さいものは必ずしも標準化対象の事務に加える必要はない。
 - また、独自施策について標準化対象外の事務とした場合でも、標準準拠システムにアドオンで構築できるようにするものであり、独自施策を 妨げるものではない。

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様(2)

Ⅱ 標準化対象の事務の範囲(続)

【①の例】標準準拠アプリにパラメータを設定する

【制度】

法令により、市町村が5万円の給付を行うとともに、条例で給付額を上乗せできることが規定されている。

【実態】

上乗せ給付は、最大10万円、平均3万円。上乗せしていない団体が 2割。

【機能要件】

(実装必須機能)

給付額を5万円に任意の額を上乗せできること。

給付額 = 50,000 + X Xは、任意に入力可能(6桁、Null可)

【②の例】パターン化して、標準アプリのオプションとして設定する

【制度】

法令により、条例の定めるところにより、市町村が地域事業を行うことができることが規定されている。

【実態】

実態を調査分析すると、「施設型」「居宅型」のパターンに分けられる。 「施設型」はAを支給、居宅型はBを支給している。

【機能要件】

(実装必須機能)

地域事業の支給実績を管理できること。

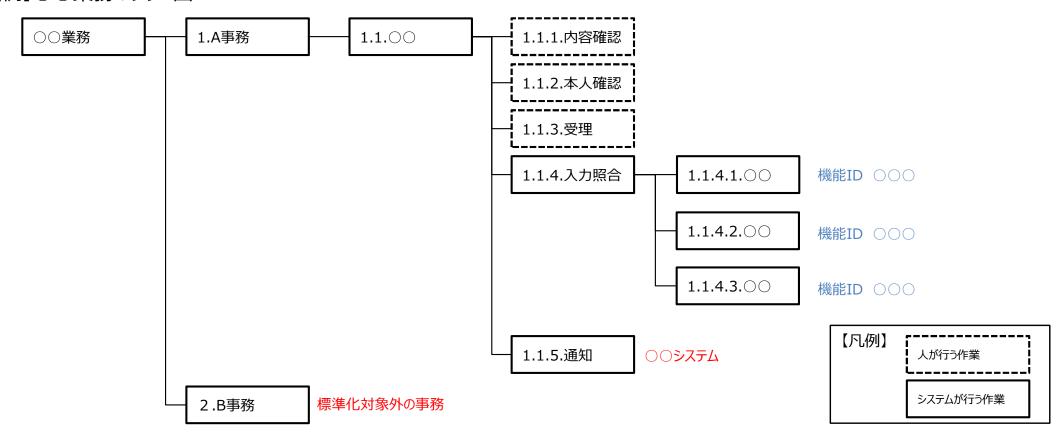
施設型の地域事業を実施した場合はAの支給実績を、居宅型の地域事業を実施した場合はBの支給実績を管理できること。

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様(3)

Ⅱ 標準化対象の事務の範囲(続)

- 標準化対象の事務と標準化対象外の事務について区別が明確になるように、ツリー図を作成する。
- ツリー図は、業務全体の事務を俯瞰し、標準化対象外の事務を可能な限り列挙する。より下の階層は、業務フローのアクティビティ に併せると、今後の標準仕様書のメンテナンスを行いやすい。
- 「標準化対象の事務」については、機能ID(※)を振ることにより、標準化対象の事務であることを明確化させる。 ※データ要件の標準等の作業の中で付番を依頼する予定。それまでは、標準仕様書の項番を付番する。
- 「標準化対象外の事務」については、外部システムにおいて提供している事務や作業は当該システム名を記載し、そうでない場合は、 「標準化対象外の事務」と明記する。

【例】〇〇業務のツリー図



各制度所管府省検討事項

地方公共団体の基幹業務システムの標準仕様(4)

Ⅲ 標準化対象の事務の標準の内容

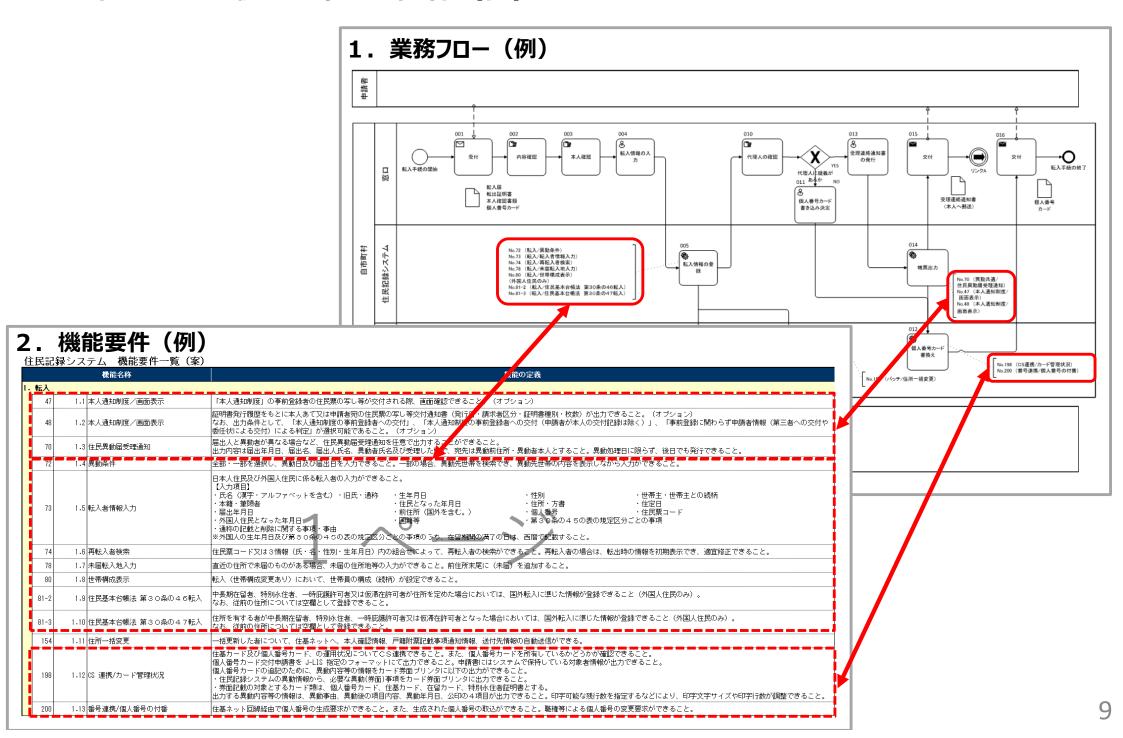
1. 業務フロー

2. 機能要件

- 2.1 機能要件(*2)
- 2.2 画面要件(*3)
- 2.3 帳票要件(*4)

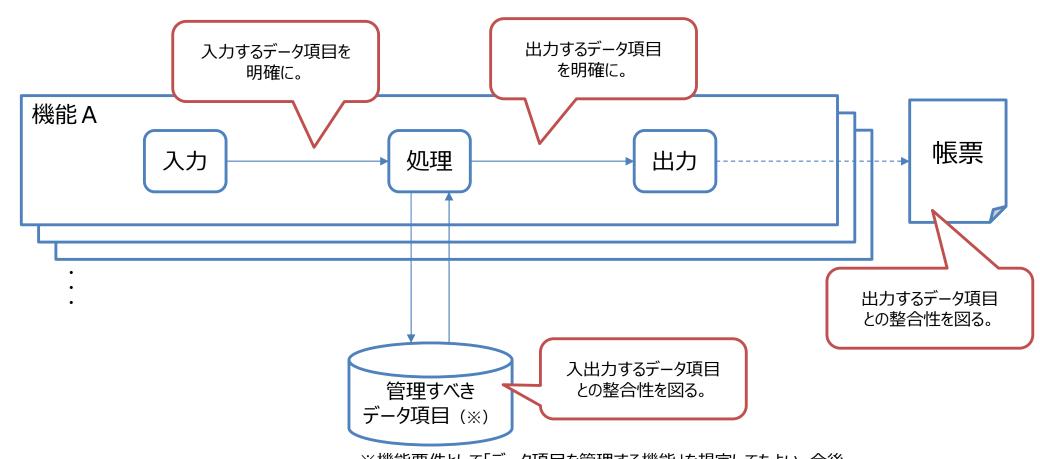
- ・業務フローをBPMN(*1)で記載
- ・人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け
- ・システムが提供する機能に関する標準的な要件を策定
 - *1:BPMN (Business Process Model and Notation) : 業務フローの国際的な表記方法。 (参考資料 1 参照)
 - *2:広義の機能要件の中核をなす、狭義の機能要件。システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等を規定する。(参考資料2参照)
 - *3: 画面がカスタマイズの主要因となっている場合には、画面要件の標準化を行う(主要因でない場合には、画面要件の標準化は必ずしも行う必要はない)。
 - *4: システムから出力する帳票・様式(カスタマイズの主要因となっていないものを除く。)について標準化を行う。(参考資料3参照)
- 2.4 データ要件(*5)
- 2.5 連携要件(*6)
- *5: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、中間標準レイアウト仕様を拡充して、当該業務に係る基幹業務システムが管理するデータの項目、属性等について整理する。(参考資料4参照)
- *6: 2.1機能要件や2.3帳票要件を踏まえ、地域情報プラットフォーム標準仕様を拡充して、当該業務 に係る基幹業務システムが他から受け取る又は吐き出すデータの項目、属性等について整理する。 (参考資料4参照)
- 3. 非機能要件(*7)
- *7:非機能要件は、デジタル庁・総務省が作成した「標準非機能要件」を活用すること。
- 3.1 可用性、3.2 性能·拡張性、3.3 運用·保守性
- 3.4 移行性、3.5 セキュリティ、3.6 システム環境・エコロジー

業務フローと機能要件との関係(例)



機能要件の明確化

- 〇 機能要件は、「システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか」等を規定するもの。
- 多くの地方自治体職員等が読むことを踏まえ、より具体的に、誤解のないような表記をしていただきたい。
- 特に、データ要件・連携要件の作業をより効率的に行うため、制度所管府省においては、機能要件の検討段階において、基幹業務システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件との整合を図りながら、入力するデータ・出力するデータ項目を具体化・明確化し、標準仕様書に記載していただきたい。



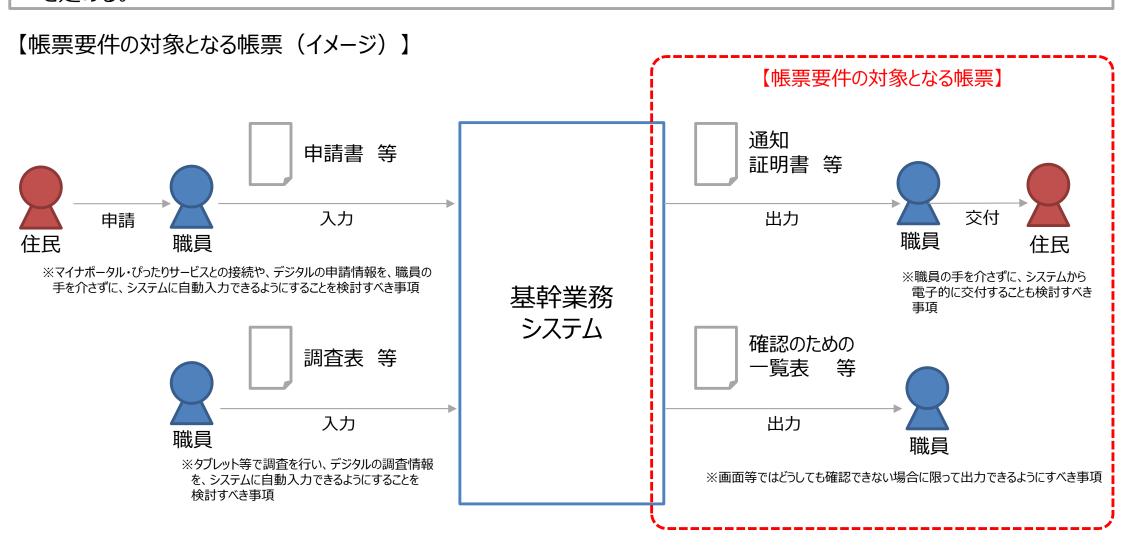
機能要件の「標準オプション機能」

- 標準仕様は、実装必須機能・実装不可機能 (※1) を明記することが原則であるが、自治体の政策判断や人口 規模等による業務実施状況の違いがあり、やむを得ない場合には、その違いを吸収するため、実装してもしなくてもよい 機能(標準オプション機能) (※2) を示し、カスタマイズを抑制する。
- ※1:実装不可機能:実装してはならない機能
 - (例) 証明書等の住所欄において、都道府県・市区町村の表示を省略できる機能は実装してはならない。→ 住民票の写しの住所欄において「東京都千代田区霞が関〜〜」のように 都道府県・市区町村を表示している自治体もあれば、「霞が関〜〜」のように都道府県・市区町村を省略している自治体もあるが、分かりやすさの観点から表示することで統一。省略 できる機能は実装を不可とする。
- ※2:標準オプション機能:実装してもしなくてもよい機能
 - (例)オンライン処理を実装必須機能とし、バッチ処理を実装してもしなくてもよい機能とする。(大規模自治体ではバッチ処理の方が効率的な場合があるため。)

	X ベンダ 提供システム	Y ベンダ 提供システム	Z ベンダ 提供システム	
実装必須機能	○ (必ず実装)	(必ず実装)	(必ず実装)	・ 原則
実装不可機能	-(実装不可)	-(実装不可)	-(実装不可)	_
標準オプション機能A		•		例外
標準オプション機能B				
自治体による 選択	A市	B市	c市	必要最小限度にとどめる

帳票要件の対象となる帳票

- 帳票要件の対象となる帳票は、システムから出力する帳票・様式であり、主に、住民向けの帳票・様式(通知・ 証明書等)と、職員向けの帳票・様式(確認のための一覧表等)がある。
- これらの帳票は、既に外部システムからの要求等でカスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、標準を定める。



帳票要件の標準として定めるべき事項

- 帳票要件の標準として、(1)帳票のレイアウト、(2)帳票の諸元表、(3)帳票IDの3点を最低限定める必要がある。 ※(1)帳票のレイアウトを定め、当該帳票レイアウトを基に要素を分析し、(2)帳票の諸元表を定め、(3)帳票IDを振ることになる。
- (1)帳票のレイアウトが標準化されていない場合は、カスタマイズの発生原因となるため、標準を定めることを基本とする。
- 制度所管府省が策定した(2)帳票の諸元表を参考に、デジタル庁がデータ要件の標準を策定する。(2)帳票の諸元表に記載されている項目は、データ要件と整合性を保つ必要があることから、最終的に、調整が必要となることに留意していただきたい。
- (3)帳票IDは、帳票の管理や電子的な交付等を行う際に必要であり、統一的なIDの振り方は、デジタル庁から後日お示ししたい。

【帳票要件の標準として定めるべき事項】

(1)帳票のレイアウト

○ 住民票の写し(日本人住民)のレイアウト

住民票

氏名 旧氏 世帯主	旧氏 故帶主 勢柄 住所 本籍 入的住所
旧氏 批帶主 動桐 住所 本籍 転入前住所	旧氏 故帶主 勢柄 住所 本籍 入的住所
世帯主 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	世帯主 動桐 住所 本籍 入的住所 を申申
- 動観 住所 - 本籍 起入的住所 - 本本 本	勢網 住所 本籍 入的住所 本事
在	在所 本籍 入的住所 ***
在所 本務 私人的住所 ***	本籍 入的住所 ***
本籍 私人的住所 ***	本籍 入的住所 ***
転入的住所 申申申	入的住所
***	***
	_
***	* * *

(2)帳票の諸元表

1. 項目、記載內容

記載組元 【20.1.1 住民票の写し】

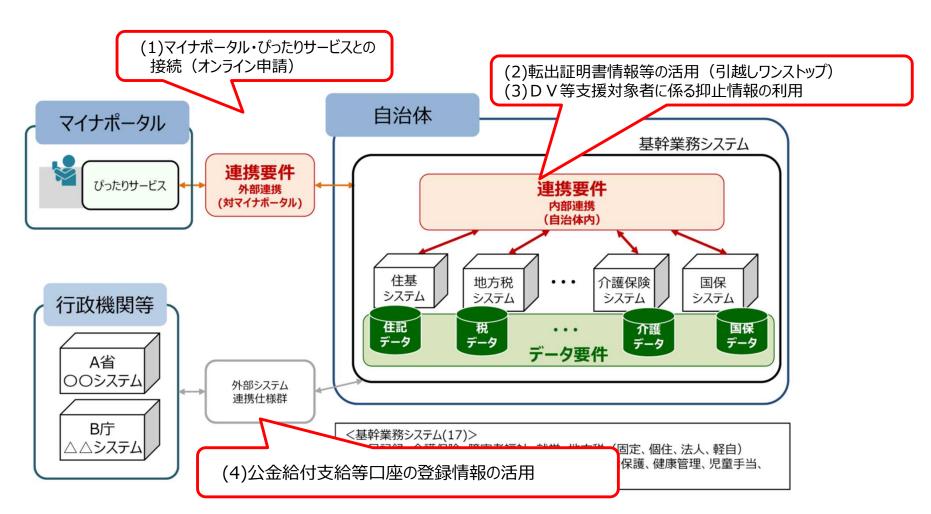
(3)帳票ID

この写しは、住民票の原本と相違ないことを証明する。

— 2. デジタル3原則に基づくBPRについて

デジタル3原則に基づくBPRに共通して活用できる仕組みや情報について

- 各制度所管府省においては、デジタル3原則に基づくBPRを推進する観点から、次に掲げる仕組みや情報を活用して、機能要件を定めていただきたい。
 - (1)マイナポータル・ぴったりサービスとの接続(オンライン申請)
 - (2)転出証明書情報等の活用(引越しワンストップ)
 - (3) D V 等支援対象者に係る抑止情報の利用
 - (4)公金給付支給等口座の登録情報の活用



マイナポータルぴったりサービスとの接続

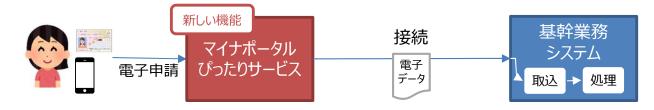
○ マイナポータルぴったりサービスと基幹業務システムの接続について、ワンストップ実現の観点から、当初から、各標準 仕様に追加していただきたい。

【デジタル・ガバメント実行計画(R2.12.25閣議決定)(抜粋)】

自治体の業務システムの標準化・共通化・「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討に対応し、フロント(申請受付)からバック(業務システム)までオンライン化・デジタル処理を実現する。このために、マイナポータルは、必要なIF 仕様、API 仕様、データ仕様等を作成・提供し、自治体のシステムの標準化・共通化において確実に反映させる。

○ マイナポータルと基幹業務システムとのガバメントクラウド上での連携については、必要な機能を共通機能としてガバメントクラウド上で提供することを含め、現在検討している。

【「マイナポータルぴったりサービス」と業務システムの接続】



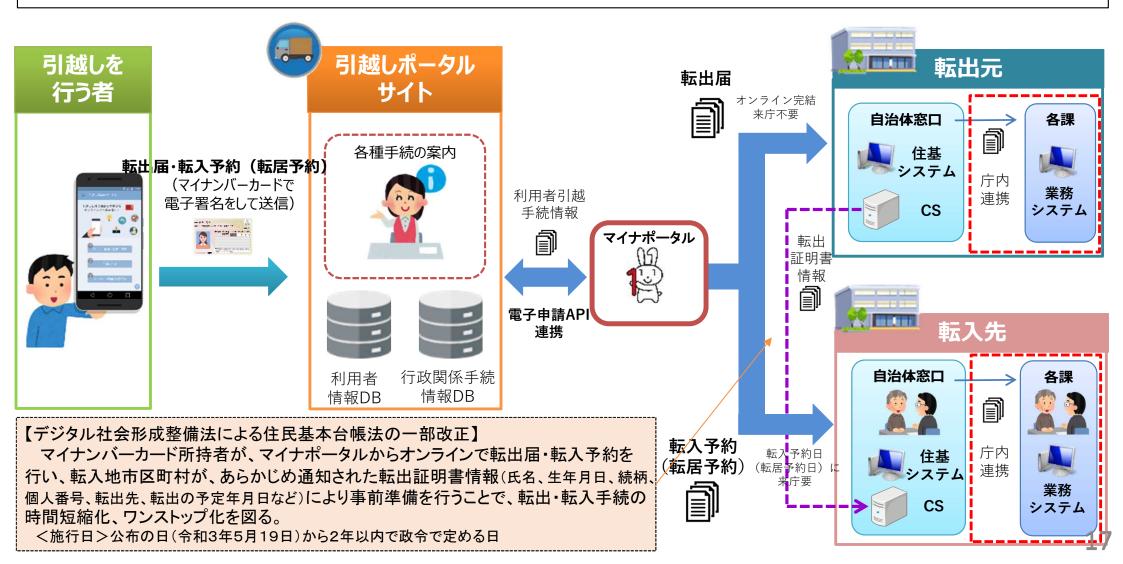
- →標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。
 - (業務フロー) 住民がマイナポータルぴったりサービスを使ってオンライン申請するフローマイナポータルぴったりサービスに申請された電子データを基幹業務システムが自動で取り込むフロー(職員がシステムに入力するフローにしない)
 - (機能要件)マイナポータルと接続する機能 マイナポータルに入力された電子データを基幹業務システムが自動で取り込む機能 等

(データ要件) マイナポータルに入力されるデータ項目の要件 等

(連携要件)マイナポータルと接続するためのAPI仕様 等(ガバメントクラウド上での連携を前提)

自治体手続における引越しワンストップサービスの目指す姿

- 引越しを行う者は、引越しポータルサイトからマイナポータルを経由し、転出元・転入先の自治体に転出届・転入予約を申請。また、 同一自治体内の引越しの場合は転居予約を申請。
- マイナポータルでは、一つの申請画面から転出元・転入先の2つの自治体に申請情報を送ることを想定。
- 転出元への来庁は不要。転入予約等をもとに、**転入先が事前準備をする**ことで、住民が転入先への来庁後に記入する書類の 削減と待ち時間の縮減を実現。



転出証明書情報等の活用

- デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法一部改正の趣旨を踏まえ、引越しワンストップ実現の観点から、他の業務システムに転出証明書情報等を連携し、活用することについて、当初から、各標準仕様に追加していただきたい。
- 特に、各制度所管府省は、業務フローや機能要件の検討のため、措置が必要な手続きを棚卸しし、必要な対応の 検討をしていただきたい(具体的には、デジタル庁と相談ください)。

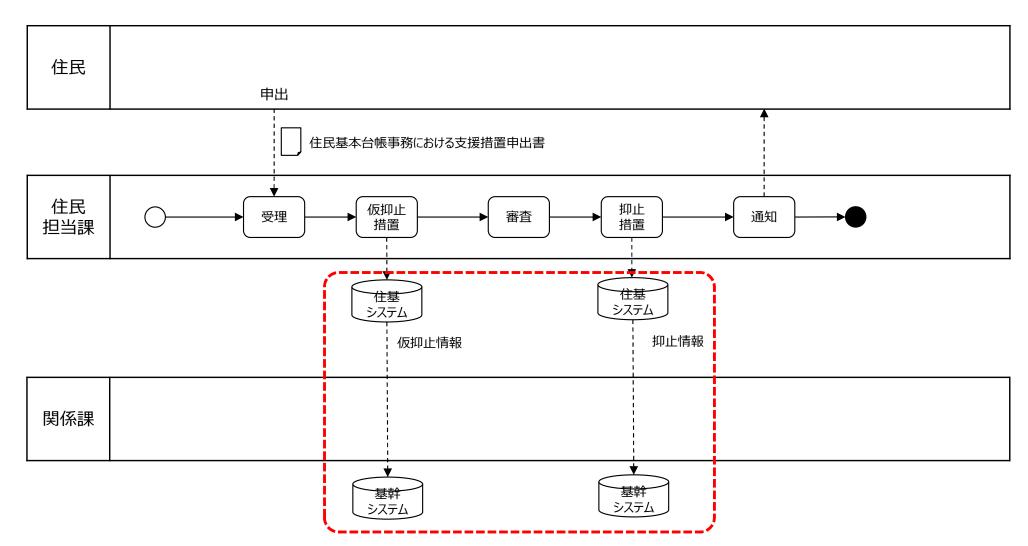
【引越しワンストップの実現(転出証明書情報等の活用)】

- →標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。
 - (業務フロー)(1)住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込み (職員がシステムに入力するフローにしない)、住基以外の転出処理を行うフロー
 - (2)住民が転入する前に、あらかじめ住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込み(職員がシステムに入力するフローにしない)、住基以外の転入準備を行うフロー
 - (機能要件) (1)住民記録システムにおいて転出処理がなされた後に自動で転出者の情報を取り込む 機能
 - (2)住民が転入する前に、住民記録システム等から転出証明書情報を自動で取り込む機能、当該転出証明書情報を基に、住基以外の分野でも仮登録する機能、 転入が確定した場合に確定登録する機能、転入しないことが確定した場合の 仮登録をキャンセルする機能等
 - (データ要件) 転出証明書情報に係るデータ項目に加え、仮登録のフラグ 転出者の情報に係るデータ項目 等
 - (連携要件) 住民記録システム等との連携 等

DV等支援対象者に係る抑止情報

- DV等支援対象者は本人からの申出に伴い、住民票の写しの交付等が抑止されるよう、交付等の処理の際にエラーを表示(抑止措置)する機能が標準仕様書上で位置づけられている。
- 住民記録システムの標準仕様書において、住民記録システムから他システムに対し、DV等支援対象者に係る抑止 設定及び解除の情報(抑止情報)についてデータ連携できるように規定している。

【参考】抑止情報の連携



DV等支援対象者に係る抑止情報を利用した機能要件の検討

○ DV等支援対象者に係る抑止情報を利用することについて、DV等支援対象者の保護の観点から、当初から、 各標準仕様に追加していただきたい。各基幹業務システムが行う抑止機能(何に対して、どのように抑止をするのか) については、下記の【参考】を叩き台として、検討をしていただきたい。

【DV等支援対象者に係る抑止情報の利用】

→標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

(業務フロー) D V 等支援対象者に係る抑止情報を利用して行う抑止措置に関するフロー

(機能要件)下記参考を参照

(データ要件) 抑止情報に係るデータ項目等

(連携要件) 住民記録システムとの連携

【参考】D V 等支援対象者に係る抑止機能の要件(※検討の叩き台)

支援対象者への抑止機能

- ・支援対象者(併せて支援を求める者を含む。以下同じ。)が含まれる○○○○○の交付をしようとする際に、エラーとすることができること。審査の結果、○○○○○の交付を行う場合には、エラーを一時解除できること。一時解除後、設定した時間経過後に自動で抑止状態に戻ること。抑止状態に戻るまでの時間を設定できること。
- ・支援対象者が含まれる□□□□□の帳票については、支援対象者本人以外からの請求があった場合は、住所欄を「記載省略」として出力すること。
- ・支援措置期間は、住民記録システムと同期すること。支援措置期間中に転出した支援対象者について直ちに支援対象 外とせず、継続して支援対象者と同等の抑止設定をする機能を備えること。当該機能の終期を設定できること。

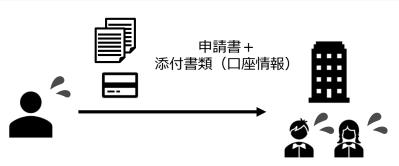
公的給付支給等口座の登録制度について

- <u>国民は、</u>マイナポータル(デジタル庁)を通じて<u>口座情報登録システムに「公的給付支給等口座」を登録</u>する。
- <u>行政機関等は、</u>申請者本人からではなく、情報提供ネットワークを使用して、<u>口座情報登録システムから公的給付支給等</u> 口座情報(口座番号等)を取得し、国民に給付金を支給する。
- 口座を登録している国民は、給付金の申請の際に、口座情報の記入や通帳の写し等の提出が不要となる。
 - ※口座情報の連携は、緊急時の給付金をはじめ、年金、児童手当、国税の還付などの事務が対象。

Before

預貯金口座情報の登録制度なし (給付金の申請の都度、口座情報を提出)



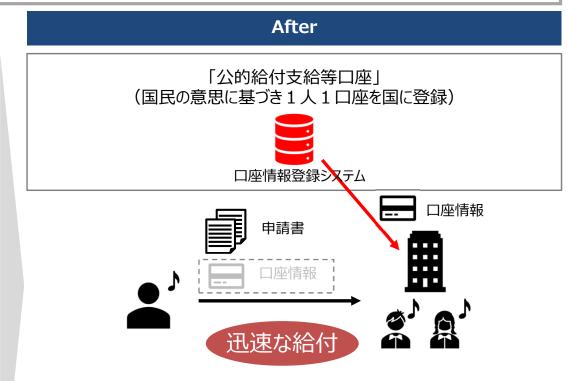


国民

✓ 申請書に加えて、通帳の写し 等の添付書類を提出

行政機関等

✓ 行政機関等職員は申請書ごと に口座情報の確認作業も必要



国民

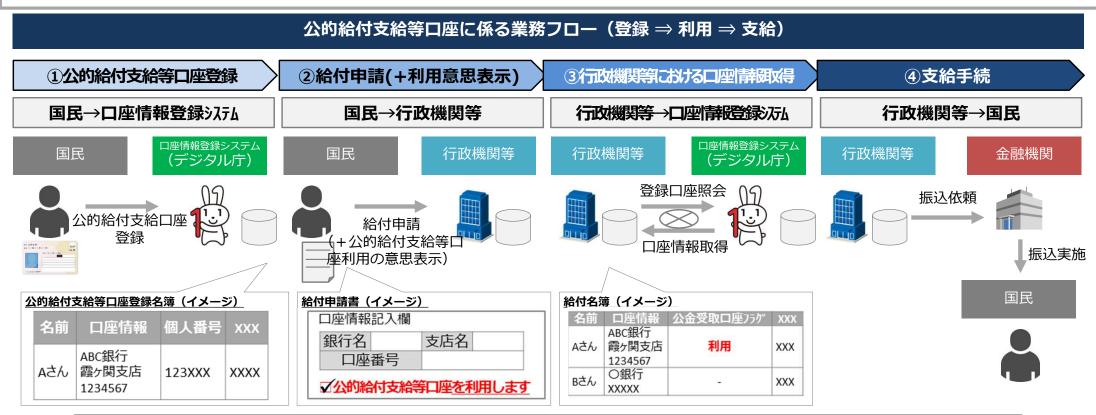
✓ 口座情報の添付書類が不要

行政機関等

- ✓ 口座情報の確認が不要となり、 給付事務が簡素化
- ✓ 登録口座は口座存在確認済み のため、振込不能にならない。

公的給付支給等口座の登録情報の活用

○ 公的給付事務を行う各制度所管府省は、公的給付支給等口座の登録情報の活用について、BPRの観点から、 各標準仕様に追加していただきたい。



標準仕様には、次の項目を追加する必要がある。

(業務フロー) 口座情報登録システムから公的給付支給等口座情報(口座番号等)を取得して、給付金の支給を行う業務フロー

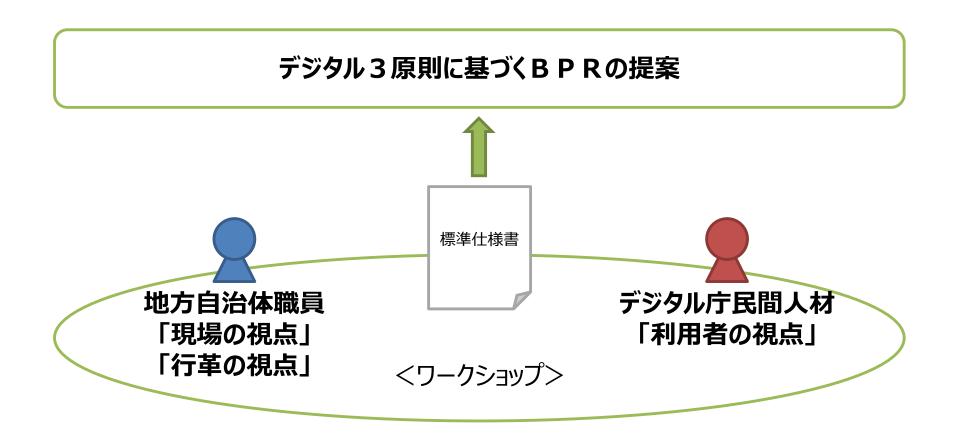
(機能要件) 給付金の申請において、公的給付支給等口座の利用の意思を確認する機能 口座情報を口座情報登録システムから取得し、各業務システムの給付名簿等を更新する機能 等

(データ要件) 公的給付支給等口座情報及びその管理フラグ等のデータ項目 等

(連携要件) 情報提供ネットワークシステムと接続するための仕様 等

デジタル3原則に基づくBPRの推進

- デジタル 3 原則に基づく B P R については、現場を担当する地方自治体職員の視点だけでなく、行革を担当する地方自治体職員の視点や、利用者視点に基づくサービスデザイン思考の視点などが必要である。
- 業務フロー等が可視化された標準仕様書をベースに、意欲のある地方自治体職員を公募し、デジタル庁の民間 人材を交えながら、ワークショップ等を開催して、デジタル3原則に基づくBPRの提案を具体的に行う。
- 制度所管府省においては、当該提案も踏まえ、必要な標準仕様書の見直し等をお願いしたい。



3. 今後の標準仕様の策定スケジュールと改定方針について

今後の標準仕様の策定スケジュール

																		<u>-</u>
2020	年度						2021年度							2022年度				
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
○ 住民記録システム 2.0版作成			住民記録・1 Gのデータ要件・連携要件の 標準案との調整等に伴う見直し			1 G・2 Gとのデータ要件・連携の標準案との調整等に伴う見)			標準仕様の改定						
○第	1グル	ープ : 介	ì護、 障	害者	福祉、京	就学、地	方税((固定・個	固住・法	人·軽自)							
5 標	準仕様の	案作成	6- 関	治体意見 会		達仕様 (各省検 は事項) 決定	/I I) 要件・連携 と等に伴う!		準案と	11	要件・連接 そとの調整		- 1	自治信以	ベンダ	標準 (各 討事 の改)	省検 項)
○第2グループ: 児童手当、選挙人名簿管理、国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療、生活保護、健康管理、 児童扶養手当、子ども・子育て支援																		
1 1 /	1-1 検討会・WGの設置準備(人選・依頼) 1-2 検討会・WGの開催 1-2 1-2 1-2 1-2 1-2 1-2 1-3 1-3 1-3 1-3 1-4 1-5 1																	
2-1 主要論点照会(関係ベンダ) 2-3 主要論点整理 2-2 主要論点照会(自治体)			2-4 主要論点検討			5 標準仕様(各省検討 項)の 案の作成 5-1 主要論点検討で決した事項を、「業務フロー			央定	自治体 定 意見照会			7 標準仕様					
		3 業務フロー (BPMN) 作成 4 機能要件の検討							「機f 5-2 E	事項を、「 能要件」に 自治体の規 討・調整	反映		6-2			(各省検 討事項) の決定		
○デ	一夕要(牛·連携	要件の	標準														
課題類アウトス		-ジの作成		NI NI	- 民記録シ の作成 -	· /ステムの		第1G0	の案の作成	ž)	第2G	の案の作.	成	1	· 自治体· 意見照会 ·	1	標準 決定	仕様の . 25

検討状況の公開について

- デジタル庁が運営し、地方自治体職員が参加する「デジタル改革共創プラットフォーム」において、各制度所管府省が開催している検討会の検討状況の速やかな公開を求める声があがっており、検討状況の公開について、次の対応をとることとしたい。
 - (1) 検討会の検討状況について、各制度所管府省のサイトに掲載した場合は、デジタル庁に連絡ください。掲載したURLを、デジタル庁ウェブサイトにリンクを貼り、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知します。
 - (2) 個々の検討会の開催が正式に周知がされた場合、その開催時期について、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に 周知します。
 - (3) 検討会の結果についてサイトに掲載した場合も、デジタル庁に連絡ください。掲載された旨を、共創プラットフォームにおいて地方自治体の職員に周知します。



標準仕様の改定について

- デジタル3原則に基づくBPRや、制度変更、技術の進化や施策の推進等により、新たに追加・変更すべき機能が生じる場合、標準 仕様に随時、記載する必要がある。
- 基幹業務システムに関連する法令改正の実現可能性を高めるため、法改正が行われてから、標準仕様を検討するのではなく、下図 のとおり、法令改正の検討と同時に、業務フローの変更等を検討すべきではないか。その際、データ要件・連携要件を定める観点から、 法制局の条文審査と並行して、デジタル庁・総務省と協議することとしてはどうか。
- また、定例的に、市町村からBPRに伴い標準準拠システム改変の必要性を照会し、各制度所管省庁の標準仕様に反映させることと してはどうか。

【標準仕様の改定スケジュールのイメージ】

